

4月から国民健康保険の 運営主体が変わります

国保の都道府県単位化により、4月からは小樽市の国保の運営を北海道でも担うこととなります。今回は、都道府県単位化による変更点などについてお知らせします。



北海道が財政運営の主体に

国民健康保険（国保）は、市町村ごとに運営されていましたが、平成30年4月からは、都道府県も市町村とともに国保の運営を担うこととなります（都道府県単位化）。

これに伴い、北海道が国保運営の中心的な役割を担う財政運営の責任主体となり、小樽市は加入者に身近な事業（被保険者証等の発行、保険料の賦課・徴収、給付の決定・支給、保健事業など）を引き続き行います。

手続き窓口は変わりません

加入・脱退や世帯変更等の届け出、給付の申請などは、今までどおり市役所での手続きとなります。

◆お問い合わせは、国保年金

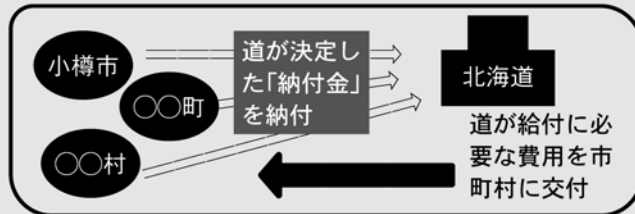
課 ☎④4111 内線289、

FAX④6168 へどうぞ。

これまでは…



30年4月から、北海道が財政運営の責任主体



主な変更点

①保険証の様式が変わります

新しい被保険者証や高齢受給者証等は、30年4月以降、順次交付を開始いたしますが、現在お持ちの被保険者証などは有効期限まで使うことができます。

②保険料の算出方法が変わります

- (1)医療給付など国保の事業に必要なお金を各市町村が納付金として北海道に納めます。
 - (2)北海道が各市町村の医療費水準や所得水準などを基に市町村ごとの納付金を決定。併せて納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険料率を示します。
 - (3)市町村は北海道が示した標準保険料率を参考に、保険料率を決定します。
- なお、保険料の賦課・徴収などは引き続き市町村単位で行います。

③高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります

29年度までは市町村単位で通算していましたが、30年度からは道内の市町村の国保であれば通算できるようになります。

引っ越し後の各種手続きはお済みですか

○住民異動届けはお早めに

転出届は異動する日の前後14日の期間までに届け出なければなりません。また、転入届・転居届は異動した日から14日以内に届け出なければなりません。

転勤、就職、進学などで3月は窓口が大変込み合いますので、早めの手続きをお願いいたします。また、窓口では本人確認できるものが必要です。

☒詳細 戸籍住民課 ☎④4111内線283、FAX④4644

○町内会へ加入しましょう

町内会へ加入し、活動に参加することで、さまざまな世代の会員と親睦を深めることができ、住民同士のつながりが生まれます。これからの町内会活動を維持していくためにも、町内会への理解と加入をお願いします。お住まいの地域の町内会やその連絡先が分からない場合は、生活安全課または総連合町会事務局までお問い合わせください。

☒詳細 生活安全課 ☎④4111内線226、FAX④1345または総連合町会事務局 ☎FAX④1933

○サービスセンターをご利用ください

住民票の写し、戸籍謄本や抄本、所得証明書や印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、転居・転入・転出などの届出については、市内に3カ所あるサービスセンターでも取り扱っています。ぜひご利用ください。

名称	住所	連絡先
駅前サービスセンター	稲穂2-22-10 駅前第一ビル1階	☎④7535、FAX④9502
銭函サービスセンター	見晴町3-26	☎④2017、FAX④3976
塩谷サービスセンター	塩谷1-18-7	☎④1500、FAX④4197

※駅前サービスセンターに車でお越しの際は、30分無料の駅前広場駐車場が利用できます。

☒詳細 戸籍住民課 ☎④4111内線283、FAX④4644